

秘密指定解除 公文書監理室

秘密指定区分	
秘	
秘密指定 期間	
※極秘（機密）及び極秘については、 5年を超える指定不可。 ※指定期間は保存期間を超えないこと。	

決 裁 書

大 臣	秘書官	主管	保 存 期 間
副 大 臣		アジア大洋州局長	5年
副 大 臣		○ 石川審議官	保 存 期 間 満 了 時 期
大臣政務官		○ 安藤参事官	平成 年 月 日
大臣政務官		田村参事官	※保存期間満了時期は、決裁完結年の翌年1月1日（年度管理をしている文書については翌年度4月1日）から起算する。
大臣政務官		北東アジア第一課長	※保存期間が1年未満の場合は、決裁完結日の翌日から起算する。
事 務 次 官		首席事務官	完結 平成 年 月 日
外務審議官		総務班長	起案 平成 30 年 10 月 23 日
外務審議官		永奥主査	起 案 者 電 話 番 号
官 房 長			遠藤 2421
●秘書官が御了承とする場合には、了承日付を記入すること			

協議先 ⑤官総長 ④官人長 ③亜地政参
亜北二長
法国長
法条長
総総長

下記の件に関し、決裁を求めます。（関係文書別添）

「日韓請求権関係対策室」（決裁室）の設置

【決裁事項】アジア大洋州局北東アジア第一課内に「日韓請求権関連問題対策室」（決裁室）を平成30年10月30日付けで設置することといたしたい。また、日韓請求権関連問題対策室長には、北東アジア第一課長をあてることといたしたい（併任）。

1. 背景

（１）第二次世界大戦中に、三菱重工業及び新日本製鐵（当時）に「強制徴用」されたとする韓国人が、各企業に損害賠償と未払賃金の支払を求めて、それぞれ2000年及び2005年、韓国国内裁判所に訴えを提起。2012年5月、韓国の最高裁判所（大法院）が、各々の原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定した。

（２）2013年7月、差戻し審の判決が、ソウル、釜山の高等裁判所にてそれぞれ下され、各企業に対し、原告1人当たり8000万～1億ウォンの支払を命令。三菱重工業及び新日鐵住金は再上告した。

（３）その後、2012年10月に別途提起された三菱重工業を被告とした訴訟を含め、大法院に係属中の「徴用工」裁判3件のうち、本年7月に新日鐵住金が被告の再上告審1件が、また、9月に三菱重工業が被告の上告審1件が、それぞれ小合議体（大法官4名の合議体）から全員合議体（大法院長（1名）及び大法官（12名）の計13名が参加する合議体）に回付された。

（４）10月19日、新日鐵住金が被告の再上告審につき、大法院が判決の言い渡し期日を10月30日とする旨公示。判決内容についての確定的情報はないものの、我が国企業の敗訴が確定する判決が出得ることも念頭に、我が国としては国際法にのっとりしかるべく対応する必要がある。決裁室として「日韓請求権関連問題対策室」を設置し、大法院による判決後の我が国政府としての対策を総合的に検討する必要があるが生じた。

2. 考慮すべき事項

（１）大法院による判決後、韓国側が適切な措置を講じない場合、国際法にのっとりしかるべき対応をとるべく、あらゆる選択肢を視野に入れて採り得る措置について検討する必要がある。

（２）また、我が国経済界から韓国国内でのビジネス環境について強い懸念等が生じ得ることを念頭に、我が国政府の方針を企業関係者等にきめ細やかに説明を行う必要がある。

（３）さらに、我が国の立場の正当性を国際社会に訴えるため、海外主要メディアへの寄稿等を含め米国、欧米諸国及び必要に応じてその他諸国への説明を行うとともに、

3. 決裁事項

（１）アジア大洋州局北東アジア第一課の下に、決裁室「日韓請求権関連問題対策室」を平成30年10月30日に日本企業の敗訴が確定する判決が出る場合には、同日付けで設置することといたしたい。

（２）「日韓請求権関連問題対策室」の所掌事務は、韓国国内における日本企業を相手とした旧民間人「徴用工」裁判に伴う韓国による日韓請求権協定に係る主張等に関わる業務とする。

(3) 同室の室員については、同室長を併任する北東アジア第一課長の下に、以下のとおり企業対策官1名(亜北交長, 亜北1等併任), 首席事務官1名(亜北1併任), 班長3名(亜北1併任1名, 亜北2併任1名, 亜北2等併任1名), 担当10名(亜北1併任4名, 亜北2併任1名, 亜北1等併任1名, 法条併任3名, 法条併任1名)の構成とする。

室長: 長尾北東アジア第一課長

企業対策官(通称): 池田地域調整官(亜北交長, 亜北1, 亜北2併任)

首席事務官: 鈴木首席事務官(亜北1併任)

総務班長: 遠藤課長補佐(亜北2併任)

法務班長: 錦織課長補佐(亜地政参, 亜北2, 総制裁併任)

経済班長: 植木課長補佐(亜北1併任)

室員①: 柴橋課長補佐(法条併任)

室員②: 尾崎課長補佐(法条併任)

室員③: 浅見主査(法条併任)

室員④: 児玉補佐(法条併任)

室員⑤: 寶田主査(亜北1併任)

室員⑥:

室員⑦:

室員⑧:

室員⑨:

室員⑩:

(4) 「日韓請求権関連問題対策室」の設置については、大法院による判決の言い渡し期日とされている10月30日に外務大臣談話により対外発表する。

4. 官房事項の有無

(1) 予算関連

支出を伴わず

(2) 人事関連

上記3(3)のとおり、亜北1課員等の日韓請求権関連問題対策室への併任発令が必要となる。

課室名称: アジア大洋州局北東アジア第一課(日韓請求権関連問題対策室)

略称: 亜北対

課室コード:

開設日: 平成30年10月30日

官制順: 北東アジア課第一課の下

幹部名簿: 記載しない

英語名称: なし

(3) 機構関連

なし